



鳥取県公報

平成 22 年 9 月 28 日 (火)
第 8 2 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (569) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (570) (〃) 2
	国土調査の成果の認証 (571) (農地・水保全課) 2
	河川整備計画の決定 (572) (河川課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (573) (西部総合事務所農林局) 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (48) 4
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (49) 4
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (22) (教育総務課) 4
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . 5

告 示

鳥取県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
三田 直水	鳥取市寺町40-17	太陽堂	鳥取市寺町40-17	平成22年3月1日

鳥取県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町 東園331-1	アロハデイサービスセンターあずま園	東伯郡湯梨浜町 大字水下166-1	通所介護	平成22年8月9日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会湯梨浜みのりデイサービスセンター	東伯郡湯梨浜町 大字門田196-2	〃	平成22年9月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町 東園331-1	アロハデイサービスセンターあずま園	東伯郡湯梨浜町 大字水下166-1	介護予防通所介護	平成22年8月9日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会湯梨浜みのりデイサービスセンター	東伯郡湯梨浜町 大字門田196-2	〃	平成22年9月1日

鳥取県告示第571号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成15年度から平成21年度まで	米子市（富益町の一部(03)）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部(03)	平成22年9月28日
〃	平成16年度から平成21年度まで	米子市（富益町の一部(04)）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部(04)	〃
湯梨浜町	平成20年度から平成21年度まで	湯梨浜町（大字藤津及び大字方地の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字藤津及び大字方地の各一部	〃
〃	〃	湯梨浜町（大字埴見の一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字埴見の一部	〃
琴浦町	〃	琴浦町（大字赤碕の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕の一部	〃

鳥取県告示第572号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を定めた河川
千代川水系（大路川ブロック）
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県東部総合事務所及び鳥取市都市整備部都市環境課

鳥取県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年9月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所
理 事 勝 部 博 史 西伯郡伯耆町遠藤25
平成22年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所
理 事 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
平成22年4月1日就任 任期 平成25年4月18日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

日吉津村選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年9月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

施設の名称	所在地
日吉津村農業者トレーニングセンター	日吉津村大字日吉津936

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

日吉津村選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成22年9月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
日吉津村立スポーツセンター	日吉津村大字日吉津876-1

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第22号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年9月28日から施行する。

平成22年9月28日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所

略				略			
鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	〃	〃	教育委員会家庭・地域教育課	鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員採用試験	〃	〃	教育委員会家庭・地域教育課
略				略			

公 告

平成22年鳥取県公報第8211号で公告した（仮称）安倍山スポーツパークに係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成22年10月12日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため。